

今号の主な内容

- これからマイナンバーカードを申請される方へ … 2面
気付いてください! 心と身体のサイン … 3面
コラム「消費生活相談の現場から」アイレックだより… 4面
お知らせ～information … 5～8面
スマートフォンなどで市報が読める「マチイロ」ダウンロードはこちら⇒



4月から

いっまでも自分らしい生活をするために

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

日本の人口の4人に1人は65歳以上の高齢者であり、今後も高齢化率は上昇を続けると見られています。このようななか、高齢者の皆さんに安心して自分らしい暮らしを続けていただくためには皆さんを支える仕組みを変えていく必要があります。

そこで始まるのが、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下『新しい総合事業』)」です。

今回は、新しい総合事業によって変わることや、現在サービスを受けている方にはどのような影響があるのかなどをお知らせします。

Q. 具体的に何が変わるのですか？

A. 簡単にいうと、実施するサービスの枠組みが変わります。

これまで、要支援1・2の方に対して実施されていた「介護予防ケアプラン」「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が、「介護予防・生活支援サービス」という枠組みで実施されます。

また、今まで要支援1・2の方しか利用できなかったサービスを、25項目の質問事項からなる「基本チェックリスト」で生活機能の低下がみられた方にも利用していただけるようになります。

Q. 今のサービスは利用し続けることはできますか？

A. 今まで通りご利用いただけます。

サービスの枠組みが変わるだけで、サービスの内容は今までと変わらないのでご安心ください。

また、ご利用いただいているサービスを変更しない場合には、これまでと同じケアマネジャーが担当します。

なお、料金の支払い方法は「1月ごと」から「1回ごと」に変更となります。

Q. 新しい総合事業と他のサービスを併せて利用できますか？

A. 要支援認定をお持ちの場合はご利用いただけます。

要支援認定をお持ちの方は、介護予防訪問看護などのサービスも併せてご利用いただけます。

お問い合わせはこちら

総合事業全般にかかわること＝高齢支援課介護サービス係 ☎497・2080

サービス利用方法など＝地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎497・2082

※現在「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を利用されている方で、新しい総合事業に移行される方は、個別に職員がお伺いして説明します。

「新しい総合事業」サービス利用の流れ

相談する(65歳以上の方)

各地域包括支援センターまたは高齢支援課に相談します。

要介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける

認

定

非該当

要介護1～5の方

要支援1・2の方

生活機能の低下が見られた方

自立した生活が送れる方

介護サービス

を利用できます。
訪問介護・通所介護・訪問リハビリテーション・福祉用具貸与 など

介護予防サービス

を利用できます。
訪問看護・訪問リハビリテーション・福祉用具貸与 など

介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます。
訪問型サービス・通所型サービス

一般介護予防事業

を利用できます。
(65歳以上のすべての高齢者が利用可能)
脳トレ元気塾・お喜楽貯筋クラブ など

※基本チェックリスト該当者となった後でも、要介護認定を申請することができます。

新しい総合事業

清瀬市高齢者元気回復事業 ゆうゆう元気茶屋 の概要

対象 清瀬市民で要支援1・2または要支援相当の方(自力で歩いて会場内の移動ができる方)

日時 毎週月曜日の午前10時から午後3時まで(半日参加も可)

開催場所 コミュニティプラザひまわり

費用 300円(1回あたり)

※食事は別途(1食500円ご希望の方。持込み可)

※その他参加要件、送迎などは地域包括支援センターへお問い合わせください。

◆新しいスタイルの介護予防事業 「ゆうゆう元気茶屋」は、自分で好きなプログラムを選び、1日の過ごし方を決めることができる自由度の高い介護予防事業です。午前中は、カラオケに合わせて歌いながら体を動かし、運動機能・認知機能・口腔機能の向上を図ります。

昼食は、希望により提供します。温かい食事を、職員やボランティアの方と一緒に楽しく取っていたります。

午後の自由活動では、「ビリヤード」「カードゲーム」「スカットボール」「健康麻雀」「パソコン教室」など、多くの活動を通して利用者同士の交流を図っています。参加された方からは「もっと歩けるようになりたい」「普段は一人で食事をしているけど、ここではみんな一緒に楽しい」など、大好評をいただいています。

◆午前はカラオケを使用した脳トレ



◆午後はそれぞれに合った自由活動



清瀬市高齢者元気回復事業

ゆうゆう元気茶屋 無料体験実施中!

清瀬市では高齢者の方が元気に過ごすことができるように、1日滞在型の介護予防事業「ゆうゆう元気茶屋」を開催しています。「歌」「軽体操」「自由活動」「おしゃべり」などを自由に組み合わせ参加できる清瀬市独自の介護予防事業です。要支援1・2の方や、最近明らかに体力の衰えを感じている方など、自分の体に合った活動を楽しむことができる「ゆうゆう元気茶屋」で1日を過ごしてみませんか？

問合せ 地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎497・2082